

便秘に対する処置

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山下 洋一郎

1 はじめに

便秘に対する処置が不適切だったために大腸虚血性壊死に伴う循環不全で死亡したとして遺族が訴訟提起した事例を紹介します。(医療経過は複雑ですが、便秘に関する経過に絞って要約します。)

2 事案

Aさん(80歳 男性)は、激しい頭痛と嘔気入院し、CTでも膜下血腫の診断を受けて開頭クリッピング術を受けました。便秘に対して整腸剤・下剤の投与、浣腸で対処しましたが、腹部CTで糞便貯留による直腸、結腸拡張も確認されました(その程度と医学的評価については遺族側と病院側とで意見の相違があります)。その後1回排便も行いましたがその際には血便も確認されました。また、脳梗塞も確認され心房細動もあり、腹部レントゲン検査により上腸間膜動脈閉塞症の疑いを持ちましたが、血圧維持が難しいということで手術は行わず経過観察としましたものの入院から約2か月後に亡くなり、剖検では左半結腸の大腸虚血性壊死が直接死因と判定されています(23年前に

左半結腸を切除しています)。

遺族は、便秘に対して適切な浣腸や排便を行う義務違反等があったとして約7000万円の賠償を求めて訴訟提起しました。

3 裁判所の判断

東京地方裁判所(令和2年3月12日判決)は、カンファレンス鑑定(大学病院所属の医師3名が、裁判所で訴訟関係者からの質問に答えて医学的知見をそれぞれ開陳する方式の鑑定)を行って、便秘が腸管壊死の総ての原因ではないがひとつの原因にはなっている、しかし、その便秘は日常の臨床で経験する程度であるという鑑定人の意見を採用して、また、脳神経外科領域の患者には排便は禁忌であること、病院は家族の意見も容れながら排便以外の方法を適宜行っており、その便秘から腸管壊死に至ることを予測することはできなかったと判断して遺族の請求を棄却しました。開腹手術を行わなかった過失も否定しました。

4 まとめ

高齢者や脳神経外科領域の疾患がある患者には便秘が起こりがちです。それに対してどの程度の対処をすればよいかの判断は難しいものがあります。処置内容は医師が判断することではありますが、浣腸等は看護師が行うことが多いことから一事例として紹介しました。なお患者Aさんは脳神経外科医で、患者家族も医療関係の仕事をしている人が多く、家族から処置についての細かな希望が出されていました。



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件(相続、離婚、債務整理、刑事事件等)も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号
日進センタービル7階
電話 043-225-5242



次回の『シリーズ医療安全』はお休みします。

